

いまきいれ総合病院における実習生受け入れについて

公益社団法人昭和会
いまきいれ総合病院
病院長 濱崎 秀一

平素より大変お世話になっております。

当院での実習生受け入れについて、下記の点において徹底していただくよう、ご理解、ご協力の程、宜しくお願いたします。

1. 学生の健康管理について

- 1) 実習開始2週間前より、毎日の検温の実施や健康観察などの体調管理を徹底する。
- 2) 実習中は毎回、当院に入館前に検温、健康観察を行う。体調に異変を感じた際は、実習先の責任者へ必ず申し出ることとする。
- 3) 病院内はマスク着用、手指衛生を徹底し感染対策を講じる。
※アルバイト、サークル活動、会合等への参加については、養成機関の判断または方針に従う。

2. 各種感染症の抗体価の確認について

- 1) 実習開始前に各種（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎）の抗体検査を実施し、抗体価の有無を確認する。
また、患者と直接接触する学生あるいは血液・体液曝露のリスクのある実習・研修の場合は、B型肝炎（HBs抗体）の検査も併せて実施する。
- 2) 養成機関は、当該実習生の抗体価およびワクチン接種歴等の感染情報を管理し、当院が開示を求めた場合は、当該実習生の感染情報を速やかに開示するものとする。
- 3) 抗体価が陰性の場合には実習前に各種ワクチンの接種を推奨する。また、実習生の健康状態に問題が生じた場合には、当院、養成機関との協議の上、実習生の実習を中断または中止することができる。

3. 実習に参加できない学生について

- 1) 37.5℃以上の発熱がある者。
- 2) 咳、咽頭痛等の呼吸器症状がある者。
- 3) 本人が感染症法上の指定感染症または新興感染症に感染した場合。
- 4) 3)以外の感染症や発熱等の症状がある場合、医療機関を受診し実習可能か医師の指示を受ける。

4. 実習をお断りする基準

- 1) 当院の執行部の決定に従う。

* 養成機関内で新興感染症または感染症法上で指定される疾患に感染した場合は速やかに当院へ報告し、実習受け入れを中止する。

作成日2021年7月8日

改訂2022年4月7日

改訂2023年5月19日

改訂2023年6月30日